



# 保育コンシェルジュ使い

戸田市保育幼稚園室発行 第11号 2021. 3月

戸田市保育幼稚園室では平成31年4月より『保育コンシェルジュ』を配置し、2年が経過しようとしています。主に子育てに関する悩み事や保育施設入所・入所後に関する様々な相談、保育業務に携わる方々からの相談等に個別に対応させて頂きました。これからも、様々なニーズに寄り添い、皆様のお役に立てるよう支援させて頂きますので、是非ご利用ください。

お電話での相談も受け付けております。TEL 048-443-5611 (直通)

## 『保育施設等の入所申し込み(年度途中5月~1月入所)について』

### “令和3年度5月以降入所希望される方”

入所は、毎月1日付けとなり、月の途中の入所はできません。毎月入所希望月については、申し込み書類受付期間がありますので、保育幼稚園室又は『保育施設等入所の手びき』をご確認ください。

○受付：月曜日~金曜日

午前8時30分~午後5時15分

(毎週水曜日は午後7時まで)

※日曜開庁窓口以外の土・日・祝日及び年末年始の休業日を除く。

※2月・3月の入所はありません。

※郵送での申し込みはできません。



### “戸市内保育施設等入所情報”

- ・入所内定指数表
  - ・空き状況(認可・小規模等)  
(令和3年度4月分は1月29日公開)
  - ・保留状況(4月1日公開予定)
- ※上記情報については、戸田市のホームページをご確認ください。



○児童の保護者及び同居の親族が…

- ・常時仕事をしている、病気や負傷、その他心身に障がいがある、就学中、求職活動中、育児休業中 等々

・児童の母親が…

出産前後である場合 等々

※上記要件に該当し、且つお子さんの保育が必要と認められた場合のみ選考の対象となります。



### 【ステップ1】入所要件(基準)の確認をしましょう。

※「集団生活を経験させたい」等の理由だけでは、該当しません。

### 【ステップ2】保育施設を探しましょう。

※ぜひ、施設見学をお勧めします。

### 【ステップ3】申し込み書類を揃え、申し込み先を確認し、申し込みをしましょう。

### 【ステップ4】入所内定連絡を待ちましょう。

※一度申込み頂くと、取り下げがない限り、年度内(1月入所)まで利用調整にかかります。

### 【ステップ5】入所が内定したら…

- ・内定保育施設で個人面談を受けます。(平日・日中)
- ・『保育施設等利用決定通知書』が、送付されます。
- ・入所当初は、「ならし保育」となります。



○公立・私立・小規模・事業所内・認可外 等  
※施設により申し込み方法が異なります。

○認可保育所(公立・私立・小規模施設)は戸田市役所保育幼稚園室での申し込みです。  
○認可外保育所は、各施設に直接申し込みとなります。  
※事業所内保育施設は、認可又は認可外があるのでご注意ください。

○『支給認定証』は、申し込みをした方全員に送付します。

○入所内定の方は、入所前月の20日までに電話連絡致します。

○入所ができなかった方には、『保育施設等利用保留通知書』が届きます。有効期限は年度内です。大切に保管してください。

# お困り事・心配事相談Q&A

は～い！成長するにしたがって喜びも増えますが、不安や心配事も多くなりますよね。



教えて、保育コンシェルジュ！



**Q** 子育てをしていて、一番辛いことは“自分の時間が取れない”ことです。そのため、イライラしてついつい子どもを叱ってしまうことが多くなり、そんな自分を責めてしまいます。

**A** 育児は母親の負担が大きく、疲れやストレスを感じることも少なくありません。特に父親の子育て参加が厳しい場合は、何もかも自分で担ってしまい、辛くなります。そんな時は保育園での一時預かり保育や子育て広場の一時預かりと言ったサービスを利用してみてはいかがでしょうか。時々お子さんとちょっと距離を置きリフレッシュすることで、また楽しく向き合えるようになるのではないのでしょうか。

**Q** 夫の息子へのしつけの厳しさに不安を感じています。どうすればいいでしょう。とても心配です。“自分もそう育ったから”と、取り合ってくれません。注意をすると、「口を出さないで…」と言われてしまいました。どうしたらいいでしょうか。



**A** ちょうどイヤイヤ期に入り、大人から見ていわゆる反抗期と言う時期でしょうか。しつけだからと言って例えば「いたずらをしたので食事を与えなかった」等、子どもの体に苦痛を与えたり、意図的に不快感を与えたりする行為等はあってはなりません。改正された「**児童虐待防止法**」で親による体罰の禁止が明記されています。一方、急に車道に飛び出そうとした子どもの手を強くつかんで引っ張るなどと言った行為は体罰には当たりません。いずれにせよ、体罰を禁止する目的は、親を罰したり追い込んだりすることではなく、体罰をしない子育てを支援していくものです。不安や心配事等がありましたら、相談先の一つとしての“保育コンシェルジュ”をご活用頂きたいと思います。

**Q** 通常は保育園に預けているけど、子どもが感染症に罹患してしまいました。でも、長期で仕事は休めません。周りに頼める人もいません。何か利用できる行政サービスはありますか。

**A** 病児・病後児保育の利用ができます。病気又は病気回復期のために集団生活が困難で、保護者の勤務の都合で家庭保育ができない時に、施設で看護師・保育士等により一時的にお子さんをお預かりする事業が戸田市の委託により3か所で実施しております。利用方法等は各施設に直接事前にご確認ください。また、医師にこの制度を利用する旨を伝え、必要な手続きを済ませて頂く必要があります。  
※実施施設等詳細は、戸田市ホームページをご覧ください。

**Q** 毎日子どもと一緒にいるので、遊びがマンネリ化しています。何か楽しい遊びは、ないでしょうか。



**A** 子どもは遊びの達人。ご家庭にあるちょっとした廃材を与えることで何やら不思議な玩具が出来上がったりします。自分で作ったものは宝物。ぜひ、お子さんと一緒に手作りおもちゃに挑戦してみましょ。例えば、牛乳パック・ダンボール・ペットボトル…。見立て・つもり遊びの世界が広がります。※保育幼稚園室コンシェルジュ席でも手作りおもちゃの見本を用意しております。機会がありましたら、お声掛けください。